

## 入札制度の改正について

建設工事の入札制度について、平成 28 年 10 月 1 日以降の競争入札に係る案件から次のとおり改正します。

### 建設工事の入札参加条件（地域要件）について

#### 【趣 旨】

地場産業の振興、地域経済の活性化と市内企業が一定の企業体力を有してきていること、さらに市内企業の育成を図る観点から、予定価格に応じた入札参加条件について見直しを行うものです。

#### 【改正内容】

- 1 予定価格が 3 億円以上の工事の入札参加条件を、新潟県内に本社・本店・営業所を有する者とします。
  - 2 予定価格が 130 万円以上 3 億円未満の工事の入札参加条件を、三条市内に本社・本店・営業所（ただし、営業所にあつては前年度に同営業所での入札参加実績がある者）を有する者とします。
- ※ 1 前年度の入札参加実績に特定共同企業体の構成員としての実績を含めるものとします。
- ※ 2 前年度の入札参加実績を市外業者の参加条件としている工種については、入札参加を従前のおり認めるものとします。
- ※ 3 災害復旧工事は、対象外とします。
- ※ 4 特定共同企業体の代表者についてもこの要件を適用します。